

## 国内クレジット（CDM）制度詳細案に対する意見

### < 意見提出者 >

団体名：特定非営利活動法人気候ネットワーク

氏名：代表 浅岡美恵（団体としての意見です）

住所：京都市中京区帯屋町 574 番地 高倉ビル 305

電話番号：075-254-1011

メールアドレス：kyoto@kikonet.org

### < 提出意見内容 >

#### 1. はじめに（全体について）

中小企業の排出量は、省エネ法第1種などの大規模事業所に比べて、排出総量でも事業所あたりでも大変小さい。第2種事業所でも、全国の約6400事業所あわせた間接排出でも2%程度である。しかるに、京都議定書目標達成計画では、2010年度に182万t-CO<sub>2</sub>（2910万件）もの削減が見込まれている。これは過大見積もりであると考えられる。

この数をこなすために形式的な募集や審査をすることのないように、中小企業の支援はしつつも、削減量の検証、担保を確実にする運用が必要である。そのため、第三者が検証できるよう透明性を確保し、虚偽報告や偽装があった場合の刑事罰を導入して責任を明確化し、適正な運用を可能にする制度、基盤整備のうえ、適正な運用が図られる必要がある。

そもそもこの制度は、本来大企業が自らの事業で達成すべき自主行動計画の目標を実質的に緩めるものともいえ、その点からも厳格な仕組みが求められる。

#### 2. 運営規則案（資料2・2）について

##### （1）第4章 排出削減事業について

- ・ 認証の手抜き・偽装を防止するため、用いられた技術は公開すべきである。また、悪意ある偽装については、申請を手助けした企業等にも刑事罰を課し、あわせて、別途排出削減措置をとらせて弁済させる制度を検討すべきである。

##### （2）第6章 国内クレジットの管理について

- ・ クレジット自体だけでなく、取得側の情報公開も必要である。どの企業がどういうクレジットを得たのか、価格情報以外はホームページで全て公開すべきである。
- ・ 国内クレジットは自社対策に対し補完的でなければならない、など補完性の原則

を確認していく必要がある。

- ・ 本来省エネ法その他制度でなかば義務とされている取組を切り離して、本制度の実施とすることのないようにすべきである（例：同じ敷地にあって燃料・電気・熱をやりとりしてきた本来省エネ法の1%削減努力目標にかかる可能性のある一部事業を子会社にして切り離し、当該制度にいれるような場合は除外すべき。連結子会社なども除外すべきではないか）。

### 3. 申請様式案（資料2・3）について

#### （1）排出削減事業計画

- ・ 原単位変化は全てのケースで公表すべきである（現状では一部しか公表されていない）。

#### （2）国内クレジット移転・償却・取消申請書

- ・ クレジット償却者については、国内クレジットは自社対策に対し補完的でなければならない、など補完性の原則が必要であり、他のクレジットと統合した情報が必要である。
- ・ また、本来省エネ法その他制度でなかば義務になっているものを切り離し、当該制度で実施することのないようにすべきである。

### 5. 排出削減方法論案（資料2・4）について

- ・ 本制度で生産減による自然減がクレジットにならないような方法論にしたことは評価できる。ただし、原単位変化は全てについて公表すべきである（現状では一部しか公表されていない）。
- ・ 方法論審査を今後行う場合は、例えば、海外のフロン CDM のような、フロン生産工場や半導体工場で低レベルのフロン回収装置をベースラインにするようなことは、今後も適用対象外にすべきである。
- ・ 購入電力の炭素排出係数（原単位）が全国一律の全電源平均となっているが、これで問題ないのか、さらなる検討が必要ではないか。